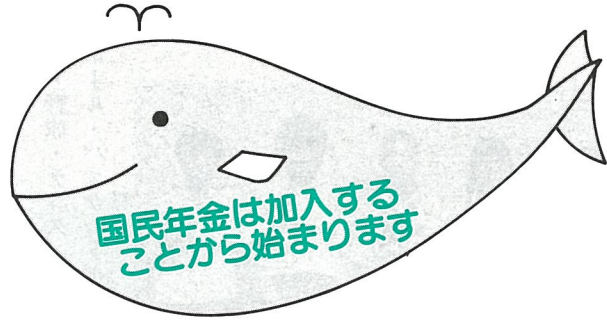


あなたの国民年金

パート②



法改正により、平成9年1月からすべての人に基礎年金番号が設けられました。基礎年金番号をまだ受けていない方は、この機会に国民年金に加入し、基礎年金番号を受けて下さい。

年金に加入していないと

老齢基礎年金

20歳から60歳までの間に、最低25年以上保険料を納めていないと（または免除）年金が受けられません。

障害基礎年金

初診日の月の2か月前までに、加入期間のうち $\frac{2}{3}$ 以上の期間保険料を納めていないと（または免除）年金が受けられません。

遺族基礎年金

死亡した月の2か月前までに、加入期間のうち $\frac{2}{3}$ 以上の期間保険料を納めていないと（または免除）、遺族（18歳未満の子がいる妻または子）は年金が受けられません。



年金額は据え置かれます



国民年金、厚生年金は、物価上昇による年金の目減りを防ぐため「物価スライド制」が採用されています。これは少しでも物価に変動があれば年金額も改定されるしくみです。

平成9年度の年金額は、物価スライドにより自動的に0.1%引き上げなければならないことになります。

しかし、平成8年度消費者物価指数の低下により本来なら平成8年度の年金額を下げなければならなかったところを据え置いたため、平成8年度のマイナス0.1%分もふまえて計算すると、9年度の年金額は据え置きになります。

どうしても年金が納められない時は

申請免除

○所得が少ない ○学生 ○病気やケガで仕事ができない ○その他保険料を納付することが困難な特別の理由があるとき



申請して承認されると、保険料が免除されます。免除期間の年金額は、保険料を納めた場合の $\frac{1}{3}$ になります。



問い合わせ
住民福祉課年金係
電話 84-1211
内線154



年金額表

国民年金	年度	平成9年度	
	スライド率	なし	
	年金額	年額	月額
[新法]		円	
老齢基礎年金	785,500	65,458	
障害基礎年金(1級)	981,900	81,825	
障害基礎年金(2級)	785,500	65,458	
遺族基礎年金(子1人)	1,011,500	84,292	
(基本加算)	(785,500)		
(加算)	(226,000)		
[旧法]		円	
10年年金	477,100	39,758	
5年年金	406,100	33,842	
障害年金(1級)	981,900	81,825	
障害年金(2級)	785,500	65,458	
母子年金(子1人)	1,011,500	84,292	
(母子加算)	(785,500)		
(母子加算)	(226,000)		
老齢福祉年金			
収入 600万円未満	402,400	33,533	
収入 600万円以上 892.2万円未満	314,100	26,175	

ふれあい福祉講座

日時 6月28日 午後1時30分～3時30分
内容 講話「健康的な衛生を考える」

場所・申込み 九十九里ホームデイサービスセンター